

監査報告書

平成21年5月16日

社団法人 八幡平市観光協会
会長 米川次郎 様

社団法人 八幡平市観光協会

監事 石坂 勇

監事 勝又 弘子



私たちは、社団法人八幡平市観光協会定款第13条第4項の規定により、同協会の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度一般会計及び特別会計における会計及び業務の監査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

1. 監査方法

(1) 会計監査について

帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて下記財務諸表等の正確性を検討した。

①収支計算書

- イ. 一般会計収支計算書
- ロ. 特別会計収支計算書
- ハ. 収支計算書総括表

②財務諸表

- イ. 一般会計貸借対照表及び正味財産増減計算書
- ロ. 特別会計貸借対照表及び正味財産増減計算書
- ハ. 貸借対照表総括表
- ニ. 正味財産増減計算書総括表
- ホ. 財産目録

(2) 業務監査について

理事会その他重要な会議の議事録及び報告書、並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

(1) 会計監査について

①収支計算書

「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従っており、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の平成20年度収支状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②財務諸表

我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の平成20年度末日現在の財務状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 業務監査について

- ① 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。
- ② 事業報告書の内容は、事実であると認める。